

令和7年12月22日

取引先 各位

国立大学法人北海道国立大学機構  
帯広畜産大学

最低賃金の改定及び労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う  
中小企業者との契約金額の変更の必要性の確認について

平素より本学の教育研究事業及び調達業務にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

北海道国立大学機構が策定している「国立大学法人北海道国立大学機構の中小企業者に関する契約の方針」の中に「最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し」、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応」の項目がございます。現在契約を締結している案件において、従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されていた者が存在する場合や、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に著しい変動が生じた場合には、それらの対応に必要な金額について契約金額の見直しの必要性を検討いたします。

つきましては、現在契約を締結している案件において、契約金額の変更が必要となる場合には、その根拠となる資料を添付の上、令和8年1月16日（金）までに、以下の担当部署までお申し出ください。なお、上記期限までにお申し出がない場合、契約金額の変更の必要はないものとして取扱いいたします。

**【本件担当】**

帯広畜産大学 管理課施設管理室  
施設企画・管理係

E-mail : skikaku@obihiro.ac.jp

TEL : 0155-49-5262